

現行	改正後	摘要
<p>第2 派遣対象施設等 1 派遣対象施設は、次のとおりとする。 (1) 看護職員が感染症に感染し、若しくは看護職員が感染症の濃厚接触者とされ、又はクラスター（リンクが追える集団として確認できた陽性者の一群をいう。）が発生した医療機関等であって、業務を継続するために看護職員の派遣が必要と認められる医療機関等</p> <p>以下、第6まで 省略</p> <p>附則 この要項は、令和2年6月8日から施行する。 この要項は、令和2年12月14日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年4月1日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年9月1日から施行し、8月19日から適用する。（一部改正） この要項は、令和3年11月1日から施行する。（一部改正） この要項は、令和4年2月4日から施行し、1月9日から適用する。（一部改正） この要項は、令和4年2月24日から施行し、1月9日から適用する。（一部改正） この要項は、令和4年4月26日から施行し、4月1日から適用する。（一部改正） この要項は、令和4年7月28日から施行する。（一部改正） この要項は、令和4年10月11日から施行し、10月1日から適用する。（一部改正） この要項は、令和5年1月6日から施行し、1月1日から適用する。 この要項は、令和5年4月10日から施行し、4月1日から適用する。（一部改正） この要項は、令和5年5月15日から施行し、5月8日から適用する。 この要項は、令和5年7月18日から施行し、7月11日から適用する。（一部改正）</p>	<p>第2 派遣対象施設等 1 派遣対象施設は、次のとおりとする。 (1) 看護職員が感染症に感染し、又はクラスター（リンクが追える集団として確認できた陽性者の一群をいう。）が発生した医療機関等であって、業務を継続するために看護職員の派遣が必要と認められる医療機関等</p> <p>以下、第6まで省略</p> <p>附則 この要項は、令和2年6月8日から施行する。 この要項は、令和2年12月14日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年4月1日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年9月1日から施行し、8月19日から適用する。（一部改正） この要項は、令和3年11月1日から施行する。（一部改正） この要項は、令和4年2月4日から施行し、1月9日から適用する。（一部改正） この要項は、令和4年2月24日から施行し、1月9日から適用する。（一部改正） この要項は、令和4年4月26日から施行し、4月1日から適用する。（一部改正） この要項は、令和4年7月28日から施行する。（一部改正） この要項は、令和4年10月11日から施行し、10月1日から適用する。（一部改正） この要項は、令和5年1月6日から施行し、1月1日から適用する。（一部改正） この要項は、令和5年4月10日から施行し、4月1日から適用する。（一部改正） この要項は、令和5年5月15日から施行し、5月8日から適用する。（一部改正） この要項は、令和5年7月18日から施行し、7月11日から適用する。（一部改正） この要項は、令和5年10月12日から施行し、10月1日から適用する。（一部改正）</p>	<p>濃厚接触者に係る記載を要項より削除</p>

看護職員の派遣に係る経費

この要項第4の第1項に定める道が負担する経費については、次のとおりとする。

	日額	2交替 12時間勤務
下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円
重点医療機関	66,240円	99,360円
新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円
高齢者施設(注)	66,240円	99,360円
新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生している医療機関(注2)	66,240円	99,360円

※ 2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、業務従事日数は2日とする。

(注) 令和4年4月1日から令和5年9月30日までの派遣に限った特例とする。

(注2) 令和5年7月11日から令和5年9月30日までの派遣に限った特例とする。

看護職員の派遣に係る経費

この要項第4の第1項に定める道が負担する経費については、次のとおりとする。

	日額	2交替 12時間勤務
下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円
新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円
高齢者施設(注)	66,240円	99,360円

※ 2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、業務従事日数は2日とする。

(注) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの派遣に限った特例とする。

令和5年10月1日以降に実施する派遣について、高齢者施設へ看護職員を派遣する際の国の上限単価の特例が延長され、重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生している医療機関に派遣する場合における国の上限単価の特例が終了となったことに伴う改正